

## 第3回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年2月28日（金）

16：30～

場所：県庁舎7階災害対策本部室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症に係る各部局の対応等について

（2）その他

4 閉 会

(公印省略)

学第916-421号

令和2年2月28日

各私立学校設置者 様

群馬県総務部長 星野 恵一  
(学事法制課)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について (通知)

このことについて、別添写しのとおり、文部科学事務次官から通知がありました。

本通知にありますとおり、昨日2月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。

このことを受け、本県においては、本日、山本知事が国の要請を踏まえた対応を取る方針を明らかにし、県立学校においては3月2日から臨時休業とすることにいたしました。

つきましては、貴職におかれましても、通知の主旨を踏まえ、設置する学校への対応を御検討くださいますようお願いいたします。

担当 私学振興係

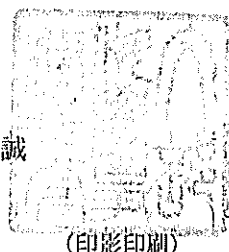
電話 027-226-2142



元文科初第1585号  
令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の長  
厚生労働事務次官

文部科学事務次官  
藤原 誠



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校  
等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省としても、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。)、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては、本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いいたします。

なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際、卒業式などを実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として、下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 2 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。なお、このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

- 5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえることとしており、必要に応じて相談いただきたいこと。

(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にとり教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒(以下「幼児児童生徒」という。)には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)」(令和2年2月19日事務連絡)を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないように、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○教育課程に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内2367）

○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること

初等中等教育局 財務課（内2038）

○公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

初等中等教育局 財務課（内2588）

○障害のある幼児児童生徒に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）

○高等学校等の入学者選抜に関すること

初等中等教育局 児童生徒課（内3291）

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課（内3370）

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

(参考)

公立大学法人・県立大学における新型コロナウイルス対策について

R2.2.28 群馬県公立大学法人

○教職員・学生への注意喚起

- ・両大学学長等から、学生及び教職員向けに感染予防のための注意喚起を複数回実施。

○卒業式に向けての対応（2/28正午時点）

- ・開催規模を当初より縮小する方向で準備を進める。

○入学式に向けての対応

- ・今後の感染症の発症状況や国、県等からの情報提供等を踏まえ対応する。

○入学試験における対策（両大学）

- ・受験上の注意をHPに掲載（掲載内容は同じ）
- ・消毒液の設置
- ・配付用マスク（申し出があれば渡す）の用意
- ・トイレに手洗い液の設置
- ・体調不良者が受験するための別室（休養室）の用意
- ・保健師を配置
- ・使用済みマスク用ビニール袋の配布（マスクを外した際、廃棄時に使用）
- ・現時点では追試の予定なし  
⇒2/25の実施状況  
両大学とも、特段のトラブルなし

○中止又は延期した主なイベント等（両大学）

【女子大】

- 県民を対象とした公開授業（R02.4～）
- 学校を対象とした出前授業（R02.4～）
- 教職員を対象とした研修会

【健科大】 ※医療系大学であることを鑑み、特に慎重に対応

- 県民を対象とした公開講座・公開授業
- 本学教職員を対象とした研修会
- 専門職を対象とした講演会

【両大学】

出前講座への講師派遣を当面の間（3～5月）中止



## 新型コロナウイルス感染症に伴う公の施設(直営)の対応

○詳細は、各施設または所管課にお問合せください。

No.	名 称	所管課	対応
1	群馬会館	管財課	実施の有無は利用者の判断
2	群馬県庁県民駐車場	管財課	通常どおり
3	昭和庁舎	管財課	実施の有無は利用者の判断
4	ぐんま男女共同参画センター	県民生活課	休館(2/29~3/26)、貸館既予約分のみ対応、相談業務は継続
5	群馬県女性相談所	県民生活課	通常どおり
6	三山寮	県民生活課	通常どおり
7	群馬県消費生活センター	消費生活課	電話相談は継続、来所相談は中止
8	県立近代美術館	文化振興課	3/1~3/26休業
9	県立歴史博物館	文化振興課	2/29~3/26休業
10	県立土屋文明記念文学館	文化振興課	3/1~3/26休業
11	県立自然史博物館	文化振興課	3/2~3/26休業
12	県立館林美術館	文化振興課	2/29~3/26休業
13	ぐんま学園	児童福祉課	通常どおり
14	県立しろがね学園	障害政策課	学校は休校。入所者がいるため施設の閉鎖はない。
15	群馬県心身障害者福祉センター	障害政策課	閉館予定なし。個別相談(予約制)に当たる施設のため。
16	群馬県憩の森	緑化推進課	休園予定なし。行事は中止。
17	緑化センター(附属見本園)	緑化推進課	休園予定なし。行事は中止。
18	榛名公園	自然環境課	休園予定なし。
19	赤城公園	自然環境課	休園予定なし。
20	妙義公園	自然環境課	休園予定なし。
21	群馬県クレール射撃場	自然環境課	※工事のため閉場中
22	県立農林大学校	農業構造政策課	2月で授業終了。3月19日の卒業式は縮小検討。
23	群馬産業技術センター	工業振興課	通常どおり
24	東毛産業技術センター	工業振興課	通常どおり
25	県立産業技術専門校(前橋)	産業人材育成課	原則として出校停止、修了式縮小検討
26	県立産業技術専門校(高崎)	産業人材育成課	原則として出校停止、修了式縮小検討
27	県立産業技術専門校(太田)	産業人材育成課	原則として出校停止、修了式縮小検討
28	武尊牧場スキー場	観光物産課	※廃止済み
29	県立文書館	(教)総務課	今のところ休業の予定なし
30	県立図書館	(教)生涯学習課	3/8までは開館。3/9~3/13は春季特別整理休館
31	県立北毛青少年自然の家	(教)生涯学習課	3/2~3/26休業
32	県立妙義青少年自然の家	(教)生涯学習課	3/2~3/26休業
33	県立東毛青少年自然の家	(教)生涯学習課	3/2~3/26休業
34	群馬県生涯学習センター	(教)生涯学習課	3/2~3/26休業
35	県立ぐんま天文台	(教)生涯学習課	3/2~3/26休業
36	県立ぐんま昆虫の森	(教)生涯学習課	3/2~3/26休業
—	(ぐんま総合情報センター)	広報課	ぐんまちゃんのグリーティング、販売イベント等は中止。店舗の休業はなし。

※直営施設のうち、県営住宅・病院・上下水道を除くものを記載。

## 新型コロナウイルス感染症に伴う公の施設(指定管理施設)の対応

○詳細は、各施設または所管課にお問合せください。

No.	名 称	所管課	対応
1	群馬県民会館(ベシア文化ホール)	文化振興課	貸館既予約分のみ対応
2	県立自然史博物館附帯ホール(かぶら文化ホール)	文化振興課	貸館既予約分のみ対応
3	群馬県総合スポーツセンター(ALSOKぐんま総合スポーツセンター)	スポーツ振興課	原則3/2～3/26休館
4	群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク	スポーツ振興課	3/2～3/26休業
5	群馬県ライフル射撃場	スポーツ振興課	開場日を日曜日のみとする
6	ぐんまこどもの国児童会館	子育て・青少年課	休館(3/3～3/26)
7	群馬県社会福祉総合センター	健康福祉課	通常どおり
8	群馬県福祉マンパワーセンター	健康福祉課	通常どおり
9	群馬県精神障害者援護寮「はばたき」	障害政策課	通常どおり
10	県立点字図書館	障害政策課	通常どおり
11	県立障害者リハビリテーションセンター	障害政策課	通常どおり
12	県立義肢製作所	障害政策課	通常どおり
13	県立ふれあいスポーツプラザ	障害政策課	休館に向け検討中
14	群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ	障害政策課	通常どおり
15	県立ゆうあいピック記念温水プール	障害政策課	休館に向け検討中
16	伊香保森林公園	緑化推進課	通常どおり
17	赤城森林公園	緑化推進課	通常どおり
18	赤城ふれあいの森(SUBARUふれあいの森 赤城)	緑化推進課	通常どおり
19	さくらの里	緑化推進課	通常どおり
20	桜山森林公園	緑化推進課	通常どおり
21	みかぼ森林公園	緑化推進課	冬季閉鎖中(～3月末)
22	21世紀の森	緑化推進課	冬季閉鎖中(～3月末)
23	群馬県野鳥の森施設	自然環境課	通常どおり
24	ぐんまフラワーパーク(カネコ種苗ぐんまフラワーパーク)	蚕糸園芸課	通常どおり。ただし、屋内イベント、講座は延期。
25	県立日本絹の里	蚕糸園芸課	休館も含め検討中。体験教室、イベント等は3月中休止。
26	群馬県馬事公苑	畜産課	通常どおり。ただし、一部のイベント中止
27	群馬県勤労福祉センター	労働政策課	貸館は通常(借手が催事中止を判断)。体育施設は利用中止
28	宝台樹キャンプ場	観光物産課	通常どおり
29	宝台樹スキー場	観光物産課	通常どおり
30	利根川河川境運動場	観光物産課	通常どおり
31	利根川河川尾島児童園地	観光物産課	通常どおり
32	烏川河川玉村運動場	観光物産課	通常どおり
33	群馬ヘリポート	交通政策課	ヘリコプター学習館閉館
34	敷島公園	都市計画課	・水泳場は3月3日から26日まで休業 ・その他各施設のトレーニングルーム、更衣室、シャワールーム、雨天練習場、会議室等の利用は2月29日から3月26日まで休止 ※その他の施設を利用する団体には、県の方針を伝え自粛を促す
35	群馬の森	都市計画課	通常どおり
36	金山総合公園	都市計画課	・有料遊具は2月28日～3月14日まで休止(延長もあり) ・レストハウス及びふれあい工房は、2月29日～3月26日 まで閉館
37	観音山ファミリーパーク	都市計画課	・クラフト工房及びサービスセンター(交流室)は、2月28日～3月31日まで閉館
38	多々良沼公園	都市計画課	・ボランティアセンターは、2月29日～3月26日まで一般利用は中止(愛する会の保全活動は実施)。
39	上武ゴルフ場	(企)施設管理室	休業中
40	玉村ゴルフ場	(企)施設管理室	通常どおり
41	前橋ゴルフ場	(企)施設管理室	通常どおり
42	板倉ゴルフ場	(企)施設管理室	通常どおり
43	新玉村ゴルフ場	(企)施設管理室	通常どおり
44	群馬県青少年会館	(教)生涯学習課	通常どおり(ただし、キャンセルが多く発生中)

令和2年2月28日(金)

県民センター 内線2261

## 新型コロナウイルス感染症関連の県民相談窓口一覧

※相談窓口の開設期間：当面2月29日(土)から3月26日(木)までとします。  
これ以降は状況により決定します。

※県民相談窓口の受付時間：平日8:30~17:15、土日祝日10:00~16:00  
上記以外はお受けできませんのでご注意ください。

No.	相談内容	担当所属	連絡先(電話番号)	備考
1		保健予防課(コールセンター)	027-224-8200	
2		渋川保健福祉事務所	0279-22-4166	平日のみ
3		伊勢崎保健福祉事務所	0270-25-5066	平日のみ
4		安中保健福祉事務所	027-381-0345	平日のみ
5	新型コロナウイルス感染症の受診と予防方法に関する こと	藤岡保健福祉事務所	0274-22-1420	平日のみ
6		富岡保健福祉事務所	0274-62-1541	平日のみ
7		吾妻保健福祉事務所	0279-75-3303	平日のみ
8		利根沼田保健福祉事務所	0278-23-2185	平日のみ
9		太田保健福祉事務所	0276-31-8243	平日のみ
10		桐生保健福祉事務所	0277-53-4131	平日のみ
11		館林保健福祉事務所	0276-72-3230	平日のみ
12	学童保育、保育園・認定こども園に関する こと	子育て・青少年課	027-226-2622	
13	学校の休校期間、始業式、終業式、登校日、学校行事 に関する こと	義務教育課	027-226-4611	
14	子どもの日中の過ごし方、授業、塾や習い事、宿題 に関する こと	義務教育課	027-226-4611	
15	学校の給食費、学級費、転入学、通知表に関する こと	義務教育課	027-226-4611	
16	高校入試の実施や高校の卒業式に関する こと	高校教育課	027-226-4645	
17	臨時休業に係る国の要請を踏まえた県内の学校(高校、 義務)の対応状況に関する こと	高校教育課	027-226-4645	
18	特別支援学校の入学試験、修了式、就労の移行支援 会議、入学説明会のこと。放課後等デイサービスの 申込みに関する こと	特別支援教育課	027-226-4656	
19	私立学校(小学校・中学校・高校・特別支援学校) の休校に関する こと	学事法制課	027-226-2142	
20	人権侵害に関する相談	県民生活課	027-226-2906	
21	多言語による生活相談	外国人活躍推進課	027-289-8275	ぐんま外国人総合 相談ワンス トップセンター にて対応します (英語、ポルト ガル語等)。
22	新型コロナウイルスに便乗した詐欺や悪質商法に関 する相談	消費生活課 (消費生活センター)	027-223-3001	※平日は9:00~ 17:00 ※日曜日・祝日 は188
23	労働相談	労働政策課	027-226-3401	
24	事業者からの資金繰り、金融相談	商政課	027-226-3332	
25	経営相談	商政課(群馬県産業支援機構)	027-265-5013	群馬県産業支援 機構にて対応し ます。
26	NPO法人経営に係る融資制度について	県民生活課	027-226-2293	
27	医療機関等から排出された感染性産業廃棄物につい て	廃棄物・リサイクル課	027-226-2861	
28	工事現場での予防対策について	森林保全課	027-226-3261	
29	下水処理場に関する こと	下水環境課	027-226-3681	
30	県立都市公園(敷島公園・群馬の森・金山総合公 園・観音山ファミリーパーク・多々良沼公園)の利 用に関する こと	都市計画課	027-226-3675	
31	社会教育施設(県立図書館、天文台、昆虫の森、生 涯学習センター、北毛・妙義・東毛青少年自然の 家)の開館(園)・閉館(園)に関する こと	生涯学習課	027-226-4661	
32	県主催イベントの開催基準に関する こと	総務部総務課 危機管理室	027-226-2021	
33	上記以外の相談支援窓口	県民センター	027-226-2261	

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年2月28日

こども未来部

学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について、国からの事務連絡を県内各市町村に送付し、下記のとおり要請を行った。

### 1 保育所等について

保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校とは異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。

### 2 放課後児童クラブについて

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。

※児童の受入れについては、各市町村に相談するよう周知を図りたい。

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年2月28日  
健康福祉部

### 1 新型コロナウイルス感染症対策の「県主催イベントの開催基準」について

令和2年2月27日、部内各課を通じ、関係団体等に周知を依頼済み。

### 2 学校の臨時休業に関することについて

#### (1) 社会福祉士養成施設等の専門学校等の状況

既に春休みに入っている学校もあるが、資格等の関係もあり通常どおり授業を行っている学校もある。

今後、必要に応じて休業を要請することもある。

#### (2) 放課後等デイサービス事業所等の対応について

原則として、開所していただくようお願いするとともに、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いする。

#### (3) 介護関係（通所・短期入所サービス）事業所等の対応について

通常どおりの開所。ただし、感染症発生時には、休業の必要性について判断し、全部又は一部の休業を要請することもある。

休業することにより必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で施設等において必要な対応がとられるよう指導・助言を行う。

#### (4) 特別養護老人ホームなどの入所施設について

「従業員が保育等のため休暇を取得した場合、代替職員が手当て出来ない」との情報あり。

#### (5) 所管施設について

休業について検討中。

各経済団体・業界団体の長 様

群馬県産業経済部長 鬼形 尚道  
(産業政策課)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

日頃から本県産業経済施策の推進に御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。  
今般、政府におきまして、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定されま  
した。

本県においても、感染拡大防止のため、別添のとおり「知事メッセージ」を発出し、県  
民への呼びかけを行うとともに、「県主催イベントの開催基準」を策定し、当面1ヶ月の  
間、不要・不急の県主催のイベント等を原則中止又は延期することといたしました。

可能な限りの対応を行い、社会・経済への影響を最小限にとどめたいと考えております。

貴団体におかれては、当面の間、以下の点にも御留意いただき、流行の早期終息等に向  
けて特段の御配慮を賜りますよう、貴下会員企業や関係者等への周知方御協力をお願いい  
たします。

記

1. イベント等の開催の再検討

- ・イベント等の開催について、感染の広がりや会場の状況等を踏まえ、開催の必要性  
を改めて精査し、不要・不急のものについては中止又は延期も視野に入れた検討を  
行うこと
- ・イベント等を開催する場合には、消毒液の設置、こまめな換気の実施、風邪症状の  
方の不参加呼びかけ、参加者への手洗い・咳エチケットの推奨など、感染機会を減  
らすための対策を講じること

2. 働きやすい環境づくり、企業の事業継続

- ・発熱等の風邪症状が見られる従業員等への休暇取得を勧奨すること
- ・テレワークや時差出勤などの取組の実施を検討すること
- ・各企業の事業を継続するため、BCP（事業継続計画）を意識した取組を進める  
こと

3. 一般感染対策の従業員等への周知

- ・手洗いや咳エチケットなど、個人でできる感染対策を周知すること
- ・発熱等の風邪症状が見られる場合には、休暇取得の勧奨とともに、外出の自粛を呼  
びかけること
- ・多数の人が集まる施設においては感染対策を徹底すること

4. その他

- ・マスク、消毒液等が必要な方にいきわたるよう、過剰な量の買い占めや在庫を抱え  
ることを控えること

担当  
産業政策課企画調整係  
TEL 027-226-3314

令和2年2月28日 15:00現在  
県土整備部

## 県土整備部等の対応

### ○知事メッセージの周知

33の関係企業、団体等に対し、知事メッセージを送付（説明）した。

### ○県土整備部所管（関係）施設の対応

施設	対応
県立都市公園	
敷島公園	○施設の完全利用停止は行わず、団体利用は、自主的に中止又は延期の連絡が来ている。 連絡が来ない場合は、県の方針を伝え自粛を促している。 ○個人利用（水泳場、陸上、テニスコート）は通常利用を継続。 なお、県内で感染者が出た場合には、他部県有運動施設（テニスコート、プール）と歩調を合わせ、利用中止とする。
群馬の森	—
金山総合公園	○有料遊具は2月28日～3月14日まで利用中止（延長もあり） ○レストハウス及びふれあい工房は、2月29日～3月26日まで利用を中止する。
観音山ファミリーパーク	○クラフト工房は、2月28日～3月31日まで閉館 ○サービスセンター（交流室）は、2月28日～3月31日まで閉館（屋外ピロティに休憩スペースを確保）
多々良沼公園	○ボランティアセンターは、2月29日～3月26日まで一般利用は中止（愛する会の保全活動は実施）。
群馬ヘリポート 「ヘリコプター学習館」	○3月2日～3月26日まで閉鎖
県営ダム管理施設【7施設】 （霧積、桐生川、道平川、坂本、塩沢、四万川、大仁田）	○3月2日～3月26日までダム堤体の施設見学とダムカードの配布を中止
下水処理場【6施設】 （奥利根、県央、桐生、西邑楽、利根備前島、平塚）	○3月2日～3月26日まで処理場の施設見学とマンホールカードの配布を中止

### ○道の駅（市町村所管施設）の対応

全32箇所に対応検討中

- ・ららん藤岡では2月29日～3月15日まで「花の交流館」でのイベント中止を検討
- ・玉村宿では営業時間短縮を検討